

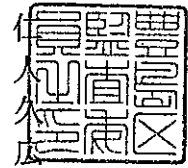
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成20年度行政監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

平成22年3月18日

豊島区監査委員  
同  
同  
同

山 木  
寺 澤  
鳴 川  
木 下

隼  
智



掲 示 期 間

自 3 月 18 日

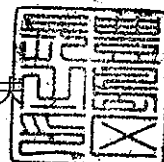
至 4 月 1 日

21 豊総総発第 10559 号

平成 22 年 3 月 15 日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高野 之 夫



平成 20 年度行政監査結果の報告に係る措置状況について

標記監査結果報告において指摘された事項について措置を講じたので、  
地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。



平成20年度行政監査結果報告において  
指摘を行った事項に対する措置状況等報告書

監査結果報告において指摘を行った事項	左の指摘を行った事項に対する措置状況等
<p><b>第5 監査の結果</b></p> <p><b>1 土地・建物の財産管理・維持管理について</b></p> <p><b>(2) 財産の維持管理は適正に行われているか</b></p> <p>規則第3条の規定では、「財産の管理については常に最善の注意を払い、経済的かつ効率的に利用されるようにしなければならない」と定めている。</p> <p>規則第11条の規定では、財産保管責任者の設置について、「財産を保管する部局の課に財産保管責任者を1人置き、所属職員のうちから部局の長が指名する」と定めているが、具体的な指名手続きはどの部局においても行われていなかった。</p> <p>また、規則第16条第2項の規定では、「部局の長は、その所管の建物には区有建物標を表示しなければならない」と定めている。しかし、区有建物標については具体的に様式を定めておらず、実態として建物には表示がなされていなかった。</p>	<p>規則第11条で定める「財産保管管理者」及び「分任財産保管責任者」については、それぞれ「財産の保管に関する事務を分掌する課の長（選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局にあっては次長）」及び「財産の保管に関する事務を分掌する係長（担当係長を含む。）」の充て職とする改正を行いました。</p> <p>この改正は、財産を保管する部局の長による指名及び施設管理部長への通知を省くことにより、事務手続きを簡素化することを目的としています。</p> <p>また、規則第16条第2項の「区有建物標」については、表示すべき内容が明確でないことや区有建物のほとんどに施設名称等が表示されているため、別途「区有建物標」を設置する意義が薄いので、当該条項を削除する改正を行いました。</p> <p>なお、閉鎖施設、未利用地等については、区民からの問合せや災害時等の緊急時連絡に対応する必要があるため、豊島区有地（または管理施設）であること及び連絡先の部局名等を表示するよう全課長宛てに依頼をしました。</p> <p style="text-align: right;">【 施設管理部 財産運用課 】</p>

平成20年度行政監査結果報告において  
指摘を行った事項に対する措置状況等報告書

監査結果報告において指摘を行った事項	左の指摘を行った事項に対する措置状況等
<p><b>第5 監査の結果</b></p> <p><b>1 土地・建物の財産管理・維持管理について</b></p> <p><b>(4) 土地の境界は明確になっているか</b></p> <p>規則第16条第1項の規定では、「部局の長は、その所管の土地と隣地との境界に界標を立て、常にその境界を明らかにしておかなければならない」と定めている。</p> <p>しかしながら、図面上において境界の画定していないもの、また、境界が画定していても工作物等の陰に隠れて目視できないもの、失われた等の理由により界標の存在の確認できないものなどの事例があった。</p>	<p>土地の境界を示す界標の設置については、規則第16条第1項において土地を所管する部局の長にその設置及び明示を義務付けていました。</p> <p>しかし、全ての界標を隣地所有者等と確認したうえ、未設置の場合には直ちに設置することを部局の長に義務付けることは、設置に要する多大な時間や経費負担等を考えると困難と考えました。</p> <p>このため規則第16条第1項については、隣接地の所有者と境界確定の協議が整った場合には、合意した境界を明らかにするために、界標の設置を義務付ける内容に改正しました。</p> <p>今後は、新たに隣接地の所有者と協議が整った場合の界標の設置のほか、既に隣接地の所有者との合意に基づき境界が明確となっている箇所への界標の設置についても、優先度や経費負担等を考慮しながら所管部局と連携して進めていきます。</p> <p>また、確認が困難な界標については、隣地立ち入りに対する隣接地の所有者の理解を得るほか、既存の測量図の精査等を行い、順次、調査を実施したいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【 施設管理部 財産運用課 】</p>

平成20年度行政監査結果報告において  
指摘を行った事項に対する措置状況等報告書

監査結果報告において指摘を行った事項	左の指摘を行った事項に対する措置状況等
<p style="text-align: center;"><b>文化商工部 監査結果</b></p> <p><b>1 旧朝日中学校</b></p> <p><b>(3) 指摘事項</b></p> <p>貸付契約においては、旧朝日中学校の土地・建物は2つに分割して、体育館兼講堂の属する土地及び体育館兼講堂を「特定非営利活動法人アートネットワーク・ジャパン」に、校舎A棟・B棟等の建物・土地を「特定非営利活動法人芸術家と子どもたち」に無償貸付が行われている。</p> <p>しかしながら、実態は「特定非営利活動法人アートネットワーク・ジャパン」は校舎A棟に事務所を置き、かつ稽古場運営事業による劇団への施設の貸出しを行っている。これは「特定非営利活動法人芸術家と子どもたち」と区との使用貸借契約第7条第1項に原則として禁止されている「本物件を転貸すること」に該当するが、転貸に必要な手続きがされていない。是正改善の措置を講じられたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、「特定非営利活動法人芸術家と子どもたち」と区との使用貸借契約第7条第1項に定める転貸の手続きがなされておりませんでしたので、平成21年度より区の承諾のもとに適正な転貸手続きを行わせております。</p> <p style="text-align: right;">【 文化商工部 文化観光課 】</p>

平成20年度行政監査結果報告において  
指摘を行った事項に対する措置状況等報告書

監査結果報告において指摘を行った事項	左の指摘を行った事項に対する措置状況等
<p style="text-align: center;"><b>文化商工部 監査結果</b></p> <p><b>2 旧秀山荘</b></p> <p><b>(3) 指摘事項</b></p> <p>平成19年度決算において、基本協定書の上では区が負担すべきでない火災保険料44,692円について区が支出をしている。これは協定に即していない不適切な支出であると認められる。是正改善の措置を講じられたい。</p>	<p>すでに支払った火災保険料は区の負担とし、平成21年度は、借受事業者と火災保険料の区負担について確認書を交わすとともに、平成22年度からは、経費負担の項目等を明示するなど基本協定書の条文の見直しを行うことといたします。</p> <p>その理由については、</p> <p>① 基本協定書では、区が負担すべき経費が特定されていますが、施設の火災保険料の負担を借受事業者とする具体的な表示はなく、また、平成16年当時の公募要項でも状況は同様であること。</p> <p>② 使用貸借における借用物の費用負担について定めた民法第595条第1項では、「借用物の通常必要費」は借主の負担とされています。必要費とは、目的物の保存に必要な経費をいい、通常は修繕費用などであること。</p> <p>③ 火災保険料は、火災が現実化したときの損失を金銭で補填するという性質のものであり、修繕費用とは異なること。</p> <p>④ 火災保険への加入は所有権喪失というリスク管理に係るものであり、そのメリットを受けるのは建物所有者である区のみであること。</p> <p>総務課法規係と十分に協議を重ねた結果、当事者の合意による明文の規定がある場合はともかく、そのような明文規定がない本件の場合、民法の任意規定(第595条第1項)が補充的に適用されると考え、同項の規定により施設の火災保険料を必要費として借主の負担と考えることは困難と判断いたしました。</p> <p style="text-align: right;">【 文化商工部 文化観光課 】</p>

平成20年度行政監査結果報告において  
指摘を行った事項に対する措置状況等報告書

監査結果報告において指摘を行った事項	左の指摘を行った事項に対する措置状況等
<p style="text-align: center;"><b>文化商工部 監査結果</b></p> <p><b>3 旧猪苗代青少年センター</b></p> <p><b>(3) 指摘事項</b></p> <p>前記旧秀山荘と同様に平成19年度決算において、基本協定書の上では区が負担すべきでない火災保険料59,312円について区が支出をしている。これは協定に即していない不適切な支出であると認められる。是正改善の措置を講じられたい。</p>	<p>前述の旧秀山荘の場合と同様に考え、対応しております。</p> <p style="text-align: right;">【 文化商工部 文化観光課 】</p>

平成20年度行政監査結果報告において  
指摘を行った事項に対する措置状況等報告書

監査結果報告において指摘を行った事項	左の指摘を行った事項に対する措置状況等
<p style="text-align: center;"><b>文化商工部 監査結果</b></p> <p><b>4 旧大明小学校</b></p> <p><b>(3) 指摘事項</b></p> <p>平成19年度決算において、契約書の上では借受団体が負担すべき第9条第1項に掲げる経費のうち火災保険料6,750円、電話料(機械警備分)43,620円、消防設備保守点検委託に係る経費297,360円、自家用電気工作物の保守点検委託に係る経費173,850円、受水槽・高置水槽の清掃委託に係る経費81,900円、消火器リース及び保守点検に係る経費86,449円、合計689,929円について区が支出をしていた。これは契約に即していない不適切な支出であると認められる。</p> <p>本件については、特定非営利活動法人いけぶくろ大明から平成17年度及び平成18年度の同様の不適切な支出も含め、平成21年3月25日付で合計1,531,656円の納入があった。今後は適宜適正に処理されるよう指摘する。</p>	<p>平成20年度の同様の支出について、特定非営利活動法人いけぶくろ大明から、平成21年4月24日付けで531,433円の納入があった。</p> <p>平成21年度以降については、契約書第9条第1項に、区が負担する管理費用と特定非営利活動法人いけぶくろ大明が負担する管理費用を明文化した上で、請求額が決定した時点で月ごとに特定非営利活動法人いけぶくろ大明に対して請求し、納付を求めることとする。</p> <p style="text-align: right;">【 文化商工部 学習・スポーツ課 】</p>